

平成 30 年度

第 3 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

平成30年6月6日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 地籍調査による農地の地目認定結果の修正について

## <出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘  
3番委員：森 紀久嗣  
5番委員：渡辺忠洋  
7番委員：麻生幸男  
9番委員：山口 豊

2番委員：磯野義夫  
4番委員：鈴木孝一  
6番委員：吉野公博  
8番委員：矢代とみ江  
10番委員：押元康郎

## <出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉、寺井絵里

## 開会（午後1時57分）

局長（西川課長）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成30年度第3回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は10名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、7番の渡辺委員、8番の吉野委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議事に入らさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年6月6日提出 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号10、所在・地番 田丁地先、地目 田、地籍 895 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 譲渡人が高齢で管理できないため、申請地を取得し、管理したい。譲渡人 高齢で管理できないため、譲受人に譲渡したい。権利内容 贈与による所有権移転。

こちらの案件の権利取得後の農業経営の実態につきましては2ページに記載されているとおりです。

また、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号10については、私押元の担当地区でございますので、私の方から現地調査の報告

させていただきます。

それでは、私の方から議案第1号番号10についてご報告させていただきます。

調査日、5月30日、午前9時から申請者の立会いのもと現地調査を行いましたので報告します。申請地は、資料3-10の案内図のとおりです。現況は、休耕地で草刈りを行っており管理されている土地と言えます。取得後は、畑として利用するそうですが、全く問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

議長（押元会長）

番号10の報告をさせていただきました。質問等のある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号10についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きましていて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。議案第2号については、2つの案件がありますが事務局にて一括で説明した後、1件ずつ審議をお願いしたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年6月6日提出。大多喜町農業委員会会长押元康郎。

番号6、所在・地番 猿稻地先、地目 田及び畠、地積 2筆合計 1,132 m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 東京都中央区○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 後継者が不在の休耕地を有効活用するため、太陽光発電

システムを設置したい。転用を伴う所有権移転。

番号7、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地積 278m<sup>2</sup>、農地種別 1種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 現在の住居に7人で暮らしおり、手狭なため、申請地を転用し専用住宅を新築したい。転用を伴う使用貸借設定。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号6については、私押元が担当となっておりますので現地調査報告させていただきます。

5月30日、午前10時30分から申請者代理人、農業委員会事務局の立会のもと現地調査を行いましたのでご報告いたします。申請地は、資料5-6の案内図のとおりです。

この申請地は、以前水田として耕作していましたが、現在は休耕して草刈りを行っている状態です。耕作しているときは、田が深く非常に耕作が大変だったと聞いております。また、後継者がいないこともあります。今回このソーラーパネルを設置したいということあります。隣接農地及び住宅には問題ないと思われます。その他は、事業計画をご覧いただければと思います。以上、ご報告いたします。

議長（押元会長）

番号6の報告をさせていただきました。質問等のある方はお願いします。

山口委員（8番）

この周辺にソーラーパネルが多く見かけるのですが、このようなケースは多いのですか。

事務局（小高）

基盤整備により区画整理された農地以外の場所にソーラーパネルを設置したいと言う相談は多いです。

不整形な農地は、担い手も見つからず、また高齢化により休耕が進む中、草刈りして管理していくのが大変だと考え、荒らすよりはソーラーで活用した方が良いと思う人が多いのは確かです。

しかし、このソーラーパネルも耐用年数の20年経過した物が無いので、その辺を考慮する必要がありますと伝えております。

山口委員（8番）

わかりました。

議長（押元会長）

他に質問等はございませんか。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

番号6についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、番号6について決定いたします。次に番号7について9番矢代委員が現地確認を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

矢代委員（9番）

議案第2号番号7について、6月4日に申請者、申請者代理人、事務局2名の立会のもと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地の場所は、資料5-7の案内図のとおりです。申請地の現況は、以前は水田でしたが3年前ぐらい前から畠として現在も利用しております。隣接農地の所有者の同意を得ております。申請によると、長女の夫である○○○○氏は、長女の両親と同居しておりますが、子供たちの成長と共に住宅が手狭になったため、父の土地である申請地が最適だったので、専用住宅を建設する運びとなりました。申請地は地盤は固く、埋め立ての必要もなく整地のみで済む好条件です。水道も既に畠へ引いてあります。排水は、どうしても排水路までの経路が確保できないため、汚水及び家庭用雑排水は、合併浄化槽から蒸発散装置を使用し敷地内で処理する計画となっています。雨水は自然浸透で、付近への日照等の問題も無いと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（押元会長）

矢代委員から現地確認報告をいただきました。この件について質問等ある方はお願いします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。番号7について異議ございませんでしょうか。

渡辺委員（5番）

異議ではないのですが、議案の中に農地種別で1種、2種があるのですが、この違いを教えていただきたい。

事務局（寺井）

農地種別で2種と言われるものは、低利用の農地といいますか、生産性の低い農地のことを言い、基盤整備等を行っていない農地がこれに該当します。また、市街化が進んでいない農地も含まれます。

1種農地と言われるものは、基盤整備が行われている農地がこれに該当します。加えて、10haのまとまりのある農地も1種農地に含まれます。

渡辺委員（5番）

わかりました。

議長（押元会長）

それでは、議案第2号は意義ないと認め、以上のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

4ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。  
平成30年6月6日提出 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年6月7日。

それでは、5ページ以降が利用集積計画（案）でございます。整理番号30-32、農用地利用集積計画各筆明細書、利用権を設定する土地・利用権の条件、所在地番 横山地先、地目 田、地籍2筆合計2,018m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ120kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年6月7日から平成40年6月6日まで、借賃の支払 毎年10月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 大多喜町○○○○氏。この他4件となります。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は14ページに掲載のとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願ひします。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。第3号議案については、異議ございませんでしょうか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第3号については、以上のとおり決定しました。

議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

15ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があつたので報告する。平成30年6月6日 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

番号11、所在・地番 面白地先外3筆、地目 田、地籍合計8,984m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年5月1日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号12、所在・地番 紙敷地先外7筆、地目 田及び畠 地籍合計5,427m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年5月14日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号13、所在・地番 西部田地先外4筆、地目 田及び畠 地籍合計1,354m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年5月15日、権利者 市原市○○○○氏。

番号14、所在・地番 弥喜用地先外16筆、地目 田及び畠 地籍合計9,710m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年5月15日、権利者 大多喜町○○○○氏。

17ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第

6 項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。平成 30 年 6 月 6 日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号 3、所在・地番 横山地先、地目 田、地籍 602 m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 貸付者本人が耕作するため。

番号 4、所在・地番 西部田地先外 4 筆、地目 田及び畠、地籍合計 4,974 m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 別の耕作者に耕作を依頼した。

番号 5、所在・地番 西部田地先外 1 筆、地目 畠、地籍合計 357 m<sup>2</sup>、貸付人 大多喜町○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 番号 4 と同じです。

18 ページをお開きください。報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成 30 年 6 月 6 日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号 6、所在・地番 八声地先外 2 筆、地目 田、地籍合計 810.14 m<sup>2</sup>、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 昭和 47 年 4 月 15 日、調査・報告地目 照会地の現況は、店舗用地 2 筆及び隣接する 1 筆についても、店舗に関する資材が置かれ、店舗用地と一体的に利用されているようである。現況が変わってから既に 20 年以上が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者 大多喜町○○○○氏。

番号 7、所在・地番 田丁地先、地目 田、地籍合計 53 m<sup>2</sup>、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 平成 5 年 8 月 5 日、調査・報告地目 照会地の現況は、碎石等は敷かれていないものの、既存の進入路が転用された頃と同時期に進入路の一部として利用されてから既に 20 年が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者 市原市○○○○氏。

20 ページをお開きください。報告第 4 号 地籍調査による農地の地目認定結果の修正について。下記のとおり、地籍長による農地の地目認定について所有者から申出があったため、結果を修正したので報告する。平成 30 年 6 月 6 日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号 1、所在・地番 上原地先、所有者住所・氏名 大多

喜町〇〇〇〇氏、調査前地目 畑、調査後地目 宅地、地籍 352 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 地目変更 平成5年5月7日、認定適否 適、事由 当該地は、平成5年に隣接の同字608番3及び608番4を宅地に転用した時と同時に埋め立てられてしまってから、20年以上が経過しているため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はすべて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（小高）

はい。委員の皆様に事務局から、これから提出されるであろう利用権の中途解約について情報提供をさせていただきます。先日、窓口見えた貸付人の方が、借受人から今年の刈り取りをもって農地を返したいという申し出があり、どうすればよいか相談がありました。解約の事由は、借受人の仕事の都合で耕作が出来ないとのことでした。この借受人は、他にも利用権を設定してある土地もあるので、全て解約した場合は、次の扱い手を探すこととなります。そうなると、委員及び推進員の皆様にご協力をいただくこととなりますので、次の総会までに借受人に事実確認を行い、再度その結果を報告させていただきます。事務局からは以上です。

局長（西川課長）

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後3時28分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月6日

会長 押元 康郎

署名委員 渡辺忠洋

署名委員 吉野 公博